

令和7年(2025年)11月20日
 健康福祉部 疾病・感染症対策課 母子保健係 鈴木、北平
 電 話:026-235-7141(直通) 内線2665
 FAX :026-235-7170
 E-mail:shipei-kansen@pref.nagano.lg.jp

2025/11 長野県健康福祉部

長野県の木曽地域妊産婦支援パッケージ

- ・出生数の減少や医師を始めとした地方の医療スタッフの減少が顕著になる中、安全・安心な周産期医療の質を維持するためには、医療資源の最適配置と医療機関の役割分担が必要です。
- ・今後は分娩可能な医療施設が限られ、妊婦健診や産後健診を受ける診療所や病院とは別の医療機関でお産をする機会が増えていきます。
- ・これらについて、**長野県では町村と連携をしながら、①遠方の分娩医療機関でお産をする妊婦さんへの支援、②周産期医療体制の再構築・医療機関間の連携強化、の2点でサポート**していきます。

11月補正 は令和7年度11月補正予算で実施（木曽地域における出産環境整備事業 予算額(案)2,478千円）

<経済的負担の軽減に関するもの>

1 妊産婦に対する遠方での分娩等にかかる交通費・宿泊費の自己負担分について

・健診時に一部タクシーも利用可
 ・宿泊施設はウィークリーマンションも対象

県と町村が協調して支援

11月補正 (511千円)

- ・町村において、国事業を活用し、分娩等にかかる交通費・宿泊費の自己負担分をゼロにするための支援を行う場合、県がその1/2を支援
- ・国基準に該当しない妊産婦等に対しても町村独自の支援を行う場合については、県が町村支援額の1/2を支援

<移動手段の確保に関するもの>

2 陣痛タクシー(事業者向け)導入促進補助金 **11月補正** (207千円)

- ・タクシー事業者が、出産を間近に控えた妊婦を分娩施設へ送迎するために、防水対策等を講じるために必要な費用の一部を補助するとともに、ドライバーに対して研修を実施します。(※調整中)

<地域における持続可能な妊産婦支援体制の構築に係るもの>

3 妊産婦支援に係る事務の共同化等を検討

- ・木曽圏域での事務の共同実施(広域連携や委託等の手法の検討)、県の関与などについて、各町村・木曽広域連合との検討を実施
- ・事業の実施に必要な、タクシー業界、ホテル業界をはじめとする関係団体との調整等は県が全面的に協力

<医療機関の連携に係るもの>

4 妊産婦遠隔モニタリング支援システム **11月補正** (1,760千円)

- ・妊婦健診を行う医療機関と分娩取扱医療機関(周産期母子医療センター)が、母体及び胎児の健康状態を共同モニタリングできるシステムを構築するために必要な機器の購入及び設置費用を補助